



水道事業等の統合に関する覚書

奈良県、奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町（以下「関係団体」という。）並びに奈良広域水質検査センター組合（以下「一部事務組合」という。）（以下「関係団体等」という。）は、各々が経営する用水供給事業、水道事業及び一部事務組合が共同処理する水質検査事務（以下「水道事業等」という。）の統合に関して、次の各事項に合意し、今後、水道事業等の統合に向けての協議検討を進めるため、本覚書を締結する。

（統合の目的）

第1条 水道事業等の統合は、水需要減少に伴う給水収益の減少、増大する老朽化施設の更新及び職員の減少による技術力の低下等により、水道事業の経営環境が厳しくなる中、水道の理想像である「持続」、「強靱」、「安全」の確保、水道サービスの向上及び平準化並びに水道料金の上昇抑制を図り、もって安全・安心な水道水を将来に渡って持続的に供給することを目的として実施するものとする。

（企業団の設立）

第2条 関係団体等は、(仮称)奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）を令和6年度までに設立するとともに、令和7年度までに事業を開始し、国の交付金制度を活用した広域化事業の事業採択を目指すものとする。

2 関係団体等は、企業団設立に必要となる基本的な合意事項（以下「基本協定」という。）について、企業団設立時まで合意して、締結することを目指すものとする。

3 企業団設立後、関係団体は、各々が取得している水道法の事業認可を廃止し、新たに企業団として単一の事業認可を速やかに取得するものとする。

（基本方針についての合意）

第3条 関係団体等は、本覚書及び別に策定する「水道事業等の統合に関する基本方針」に定める基本的事項について合意し、今後水道事業等の統合の実現に向けた協議検討を互いに協力し進めるものとする。

（企業団の職員）

第4条 企業団は、施設整備、維持管理等の業務遂行に必要な人員を確保しつつ、業務の共通化・効率化を図り、最適な人員配置を行うものとし、当面、関係団体からの職員派遣又は関係団体等からの身分移管による対応とするものとする。その後順次、企業団への身分移管又は企業団による採用を進めるものとする。

（水道施設の整備方針）

第5条 企業団は、計画的に浄水場、配水池等の統廃合及び関連する連絡管路整備等の施設整備を行う。

2 企業団は、前項に定めるもの以外の水道施設の更新整備にあたっては、関係団体の更新実績を保証し、又は関係団体の水道施設整備計画を尊重するものとする。

3 前2項に定める事項については、基本協定締結までに関係団体で協議のうえ整備方針を定めるものとする。

（水道料金等）

第6条 水道料金は、統合時において統一することを基本とする。

2 水道料金以外の分担金、手数料の額等は、統合時において統一することを基本とする。

3 関係団体のうち、水道料金について統合効果がみられない団体については、それら諸課題を今後検討していくこととし、基本協定締結までに関係団体で協議のうえ、対応方針を定めるものとする。

（資産等の引継ぎ）

第7条 関係団体が所有する水道事業活動に伴い生み出された資産等及び一部事務組合が所有する資産等は、企業団にすべて引き継ぐものとする。

（水道事業の用に供さない資産等）

第8条 前条の資産等（現金、積立金等の内部留保資金を除く。）のうち、水道事業の用に供さない施設及び土地の取扱い並びに一部事務組合が所有する資産のうち関係団体以外の市町村に係る資産の取扱いについては、基本協定締結までに関係団体等で協議のうえ、対応方針を定めるものとする。

（経費負担）

第9条 水道事業等の統合後の関係団体の負担は、地方公営企業繰出基準に基づき協議のうえ定めるものとする。

2 水道事業等の統合前に用水供給事業及び水道事業に対し関係団体が一般会計において負担している経費について、関係団体は、その負担の趣旨に基づき、統合後もその負担を継続するものとする。

（下水道事業等の取扱い）

第10条 企業団は、関係団体が実施している下水道事業等のうち、水道事業と不可分な業務について、引き続き関係団体からの委託等により行うことができるものとする。この場合において、費用負担等の取扱いは別途定めるものとする。

（協議会及び準備室の設置）

第11条 関係団体等は、令和3年度に、(仮称)奈良県広域水道企業団設立準備協議会を発足させ、水道事業等の統合に向けた協議検討を行う。

2 関係団体等は、統合に向けた協議検討に必要な業務を遂行するため、奈良県に準備室を設置する。

（その他）

第12条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に疑義が生じたときは、関係団体等が協議のうえ定めるものとする。

本覚書の証として、本書1通を作成し、関係団体等の長が署名押印の上、原本を奈良県知事が保有し、他の関係団体等の長は、その写しを保有する。

令和3年1月25日